

「おもいやり駐車場利用証」の利用について

車いすのマークのある駐車スペースの正しい利用のため発行している「おもいやり駐車場利用証」は、他県の利用証と相互利用を行っています。このたび、新たに山梨県、静岡県が加わり、29府県間で利用証の相互利用ができるようになりました。

【利用可能な府県】

- (平成25年2月1日現在)
- 岩手県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、山梨県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、鳥取県、高根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県



◆問い合わせ先
社会福祉課 社会福祉係
☎33-1111 (内線130)
白沢総合支所 市民福祉課
☎44-2114 (直通)

ひなまつりお茶会

◆日時
3月3日(日)
午前10時30分から正午

◆お問い合わせ先
おもしろ抹茶をいただいで、心細やかに節句をお祝いしましょう。

浄化槽保守点検などを装った悪質商法にご注意ください!!

県内全域で、被害情報が寄せられています。ご注意ください。

○悪質商法の事例

- ・「浄化槽を見に来た」などと保守点検業者を装い、勝手に点検し、薬剤らしきものの補充などを行い、その代金を請求する。
- ・「保健所と共に後日検査に来るが、料金は前納」と説明し、その料金を請求する。

☆注意事項

- ・業者が、県や市町村の許可を取得しているか確認する。
- ・薬剤らしきものを補充し、2,000円～44,000円程度を請求されるが、低額の場合、被害に遭っているという認識がない。
- ・領収書を発行するが、会社名や住所などは架空である。
- ・リフォーム会社を名乗る場合がある。

◆問い合わせ先

上下水道課 業務係 ☎33-1111 (内線117)

震災ガレキの受入終了について

東日本大震災で被災した住宅や蔵などのガレキ(屋根瓦やブロック塀など)については、もとみやクリーンセンターで受け入れてきましたが、**3月31日**をもって震災ガレキの受け入れを終了します。期限以降については請負業者などに依頼し、適切に処理してください。市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◆問い合わせ先

もとみやクリーンセンター
☎33-5499
生活環境課 環境係
☎33-1111 (内線113)
白沢総合支所 市民福祉課 生活安全係
☎44-2114 (直通)



必ずチェック! 最低賃金 使用者も労働者も

●●●福島県産業別最低賃金が改正になりました●●●
常用・臨時・パート・アルバイトなどの名称にかかわらず、福島県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

最低賃金件名	最低賃金額(円)	効力発生年月日
	1時間	
福島県最低賃金 (下記の5産業を除く全産業)	664円	平成24年10月1日
非鉄金属製造業	778円	平成25年1月11日
電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具製造業	730円	平成25年1月11日
輸送用機械器具製造業	765円	平成25年1月11日
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具・時計・同部品・眼鏡製造業	763円	平成25年1月11日
自動車小売業	761円	平成24年12月28日

(注) 実際に支払われる賃金から次の資金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1ヵ月を超える期間ごとに支払われている賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

(注) 産業別最低賃金の一部に適用除外業種や業務があります。

詳しくは、福島労働局賃金室、または最寄りの労働基準監督署にご照会ください。

◆問い合わせ先

福島労働局賃金室 ☎024-536-4604
郡山労働基準監督署 ☎024-922-1370

ここから下は広告欄です。広告掲載を希望される方は、市役所秘書広報課へお申し込みください。

悩み事の解決方法、専門家に聞いてみませんか

日本司法支援センター
法テラス二本松
☎0503381-3803

予約受付：平日9時～17時
二本松市本町1丁目60-2
(旧自治センター)

相談時間	担当	月	火	水	木	金
10時30分～15時30分	弁護士	●	●	●	●	●
	司法書士			●		
	専門家		●※1		●※2	

※1 行政書士・社会福祉士・社会保険労務士
※2 税理士・建築士・土地家屋調査士



自動車の登録(移転・変更・まつ消)はお済みですか

自動車税は、毎年4月1日(午前0時)現在で、車検証に記載されている「所有者」または「使用者」に課税されます。

例年、「所有していない自動車の納税通知書が届いた」、「納税通知書が届かない」などのトラブルが多く寄せられています。

自動車を譲渡したり、下取りに出したり、廃車したり、または転居したときは、お早めに東北運輸局福島運輸支局で手続きを済ませましょう。

また、自動車の登録・検査手続きは、毎年3月に

集中し、窓口や車検場が大変混雑します。名義変更や住所変更、廃車、車検などの手続きは2月中に行うなど、できるだけ早めに済ませていただくようお願いいたします。

◆問い合わせ先

【登録手続きに関すること】
東北運輸局福島運輸支局 登録部門
☎050-5540-2015

【自動車税に関すること】
福島県県北地方振興局県税部 課税第2課 自動車税チーム
☎024-523-0051

ここから下は広告欄です。内容についてのお問い合わせは、直接、広告主の方へお願いします。

司法書士遠藤宏文事務所

郡山市桑野4-7-19-306
TEL 024-953-6114

相続手続は済んでいますか?

ご相談ください!(相談無料、土日も相談可能)

その他 遺言書、贈与、不動産登記、債務整理・破産裁判所への提出書類作成、日常トラブルなど

買うよりお得!

紳士・婦人各種 衣料品全般 学生服全般
こんなお困りありませんか
・なんか体に合わない!・なんかみっともない!
・サイズが大きい・小さい・長い・短い!
・お譲り品で体に合いたい・病気で壊してしまっ!
お直し工房
お直し無料!
〒960-0811 郡山市本宮店(南)カミカワ
お問合せ TEL33-4512
本宮市本宮字中條1-4(二本松信金となり)